

野良のかぜ 街のかぜ

2015年
平成27年
3月議会

横山秀男の市政報告

●発行者：日高市議会議員 横山秀男 ●連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台1-11-1 ●電話・FAX：042-982-0369

メール：h-yoko@sa2.sou-ret.re.jp ブログ：http://d.latera.re.jp/hideo/ok

議会はいま、このような状況です。
決定とその背景、私の主張を報告します。
これからの議会と市政のための一方向として。

◎定数削減決定——議会が良くなるとは思えない

★昨年9月議会で議員定数18から16へ削減決定、今年の統一選挙から実施されます。定数は地方議会の最も重要な条件です。議員の報酬や仕事の内容、そして市政と地方自治の現状と将来など、多面的に検討した結果を住民に提示し、意見を聞いて決めるべきです。

★削減案にはこれらの視点が全くなく、ただ前回市議選の無投票を挙げるのみでした。議会として当然行うべき議論が乏しい状況は、4年間つぶさに見てきました。こういう状況で議員を削減しても、議会の機能はさらに低下し、新陳代謝なき旧態依然を固定化させ、住民の生活と権利を維持・向上させることはできません。

★地方分権の進展による自治体間競争と、社会保障と税の一体改革や国の制度大改変が進みつつあります。この状況に対応する市当局を監視しつつ一体的に市政推進に貢献するためには削減を行うべきではありません。私は、定数削減に反対しました（詳細は3頁）。

◎議員報酬の増額決定——増額などあり得ない

★昨年12月議会で、定数削減に賛成した議員が、期末手当増額案に賛成し可決。この社会状況で増額する理由など全くない。私は、期末手当増額案に反対しました（詳細は2頁）。

◎政務活動費——内容全部を完全公開すべきです

★不正が全国で続出する政務活動費。日高市議会は収支報告書のホームページ公開なく、条例に規定のない一部は手続きが面倒な情報公開条例の対象という状況です（詳細は4頁）。

★私は毎年、政務活動費を全額返還しています。理由は使途・透明性の制度欠陥です。

現状のままの議員削減は一層の議会弱体化を招く

議員定数削減案に賛成する意見（賛成討論）

議員提出議案第1号 賛成討論

当市議会では、23年前の市制施行時点において、26人の定数だったが平成11年、15年に2人、平成19年に4人減数し、定数18人として現在に至っている。前回の市議会議員選挙にあつては、東日本大震災の影響があつたにしても、50数年の間無投票選挙はなく、近隣市においても近年このような事例は聞いたことがない。8月26日に市議会に提出された、各区長のアンケート結果によれば議員定数について、ちょうどよい41%で33区。多いと思う45%で36区。その他11区となつている。これらの意見も尊重する必要がある。

削減によって市民の声が届かないとの話しは聞かない。将来に亘る財政上からも少数精鋭主義を貫き、市民発展のために議員一人一人が自ら努力し、市民の負託に応えていくことが必要と考える。以上のことから本議案に賛成する。（議会だより「88号より」）

定数削減と議員報酬増額に賛成は

7会派13人。反対は3会派4人。

私は、二つの議案に反対しました。

次頁は本会議で表明した私の定数削減反対意見（反対討論）の概要です。

私の意見は否決されましたが、議会は何をすべきか、今後必要な基本的考え方であると確信しています。

- ◆平成26年12月議会で、議員報酬改定の議案が「人事院勧告に準じて」という理由で執行部提案され、可決されました（議会の議員の議員報酬及び費用弁償に等に関する条例の一部を改正する条例）。内容は、議員の期末手当の増額改定です。
- ◆議員報酬は、公務員の給与を決める人事院勧告とは関係なく、期末手当を増額させる理由は全くないのですが、職員給与の改定があつたので、この際いっしょに、という意図によるものです。
- ◆議員の年間ボーナスは、今回の可決で、現状の3.95カ月が4.05カ月にアップされます。しかも、議員の期末手当は一律20%増しという条例による以前からの規定があり、今回の可決によって、同様の20%増しが適用されます。
- ◆この事実を、ほとんどの市民はご存じないはずです。議員報酬の支払額やボーナス20%増額は、条例以外にどこにも説明はなく、納税者に説明が

- 出来ない税金のお手盛りの支出であると言っても過言ではありません。
- ◆この問題は全国的な広がりがあり、20%加算条項の廃止の議員提案や住民による廃止請求が起つています。
- ◆議員定数削減を言う前に、まず議会として、このような既得権の廃止や政務活動費の公明正大を行うべきで、それなしにさらに、市民の生活が厳しい時代状況の中で、今回の期末手当の増額などありえません。
- ◆定数削減に賛成した議員は、反対討論があつたにもかかわらず、期末手当増額に賛成する自分達の意見表明（賛成討論）を行わず、有権者・市民に説明しない（説明できない）無言の賛成でした。

理由なき議員の報酬アップ

採決に際し表明した 定数削減案 反対意見

(反対討論概略、全体の3分の2)

提出理由と賛成討論からは、議会はどうあるべきかという基本的な考え方、姿勢が見えてきません。つまり話し合いながら少数意見も含む合意を形成していく代議民主主義の下、市長と議会が対峙する二元代表制によって、日高市民の生活と権利を守るための議会の機能をどう高めていくかという視点、この議論がすっぽりと抜け落ちています。具体的に、3つの論点を挙げて削減反対の理由を述べます。

第一に、定数を削減して議員の新規参入の閥口を狭めることは多様な意見や少数意見の排除につながり、さらに議会を固定化させ、新陳代謝を遅らせることになり、住民の利益に反する事につながります。選挙によって議員を選ぶ代議制による間接民主主義は、もともと多数意見に偏り、少数

意見が見えなくなる傾向があります。地方自治法に則り、負託に応える仕事をしているかどうかが自らを律し、議会としての機能と役割を発揮しているかどうか合議のプロセスを明らかにする義務があります。しかし、報告会を開かず、議会議中継も未だ実現していません。説明責任を果たしていない、このような状況において、単に前回選挙が無投票だからというだけの、根柢の理由に迫ろうとしない削減論には説得力がありません。

第二に、議員定数を削減して果たして市長部局と意見を戦わせ、よりよい建設的合議を見出せる、二元代表制の仕組みを維持していけるかどうか、ということ、私は否定的にならざるを得ません。地方分権による行政機能の多元化やすでに始まっている社会保障制度改革や公共施設維持問題及び道州制を視野に入れた広域行政など、住民の基本的な権利や生活条件に係わる重

要課題は山積しております。現状の議会のまま議員数を減らすことが、多角的な検討と議論に基づいた政策の質を高める議会となるかどうか疑問です。少数精鋭も身を削るも語感の響きがいい言葉ですが、具体的効果の検証無しに議員数削減と直線的につながり考えに納得できません。

第三に、住民有権者は市議会をどう見ているのか、ということ、我々はこの問題について議会として真剣に向き合ったことはありません。住民の意見を聞かず、議会全体の議論を重ねた結果でもありません。地方議会に対する不信が言われておりますが、日高市議会に対して住民はどうか、捉えているのか、無投票の原因も含め、そこを議会として自ら確かめ、検討することなく、現に存在する議会への不信や否定的意見を短絡的に削減の根拠とするのは本末転倒です。以上三つの理由によって反対します。

要課題は山積しております。現状の議会のまま議員数を減らすことが、多角的な検討と議論に基づいた政策の質を高める議会となるかどうか疑問です。少数精鋭も身を削るも語感の響きがいい言葉ですが、具体的効果の検証無しに議員数削減と直線的につながり考えに納得できません。

議員の非常勤勤務形態と報酬——期末手当増額の条例改正によると

＜年間報酬：月間報酬 12カ月分＋期末手当 4.05カ月＋一律の役職加算(全員に適用) 20%＞

議長：708万1200円(月額報酬：42万) 副議長：591万7860円(月額：35万1000円)

委員長：561万4380円(月額：33万3000円) 副委員長：547万9500円(月額：32万5000円)

議員：534万4620円(月額：31万7000円)

＜政務活動費＞ 年間 12万円 (領収書は事務局でのみ公開。研修報告等は情報公開条例の申請が必要)

＜非常勤の勤務形態・役職・一部事務組合など＞

○年4回の定例会と1回の臨時会(会期は年間約92日間、議会出勤日は約30日)。

○通常の定例会1回当たり約22日間のうち本会議、委員会、一般質問で約7日間、残りの15日間は休会。

○役職：議長、副議長、常任委員会委員長3人(議会運営、総務福祉、文教経済)、副委員長3人、監査委員1人。

○一部事務組合(近隣市との合同組織)に全部で10人(消防2、衛生6、斎場2)の議員が日高市議会から派遣され、別途、報酬が支給される。組合議会は日高市議会とは別の自治組織で予算や執行を独自に行う。

政務活動費 制度に疑問。毎年、 全額を返還!

政務活動費は、平成12年に制度化された政務調査費が平成24年に改正され成立。調査研究目的にその他の活動が加わって不透明性が増加し、兵庫県議会の事件の後、全国で返還が相次ぎました。地方自治法では、経費の範囲について明確に書いてないので、各地方自治体が条例で定めています却不備があります。

日高市議会の場合、領収書添付の収支報告書公表は行っていますが、閲覧は事務局でのみ可能。研修計画・報告等は政務活動費の条例に規定なく、手続き・公開方法がめんどろな情報公開条例の対象になっていきます。本来は、全で一律に公共の場所等で閲覧可能・公開とすべきです。

本来目的は、地方議会活性化を目指しての議員の力の向上でした。しかし「本当に必要か」が私の思う所であり、制度への根本的疑問から全額返還を行ってきました。

★平成27年度予算案等の議案審議では、市税減収の実態を明らかにし、企業誘致のための工業地拡張を、環境と土地利用方針から質しました。

★一般質問では、27年度重要計画の進捗を確認。一貫して追求してきた子ども・子育て支援事業計画適用開始に当たって懸案の問題指摘を行いました。

★介護福祉事業計画改定案について、内容の不備を多角的に追求した結果、市は修正を明言しました。

一般質問の概要

- 1 地方創生について
 - ◆ 地方版総合戦略と地方人口ビジョンの策定について、市の基本方針は何か。
 - ◆ メニュー選択の方針は何か。
 - ◆ 情報提供と説明の共有化について市の見解は。
 - ◆ 上記を踏まえた戦略等の策定に向けての予定は。
- 2 平成27年度策定の主要計画について
 - ◆ 公共施設等総合管理計画およびインフラ長寿命化計画は、市民生活への大きな影響度を踏まえての策定方針と進捗はどのような状況か。
 - ◆ 公共施設の料金や補助金等の第3次行政改革大綱・個別改革事項の進捗状況について。
 - ◆ 生活と行政活動に影響するマイナンバー制度への周知と
- 3 定員適正化計画について
 - ◆ 社会保障と税の一体改革のほか、全市の課題の計画が重なっている中で、住民の生活と権利を守る行政活動が定員適正化の目標設定で可能か。
- 4 第6期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)の内容不十分について
- 5 子ども・子育て支援事業計画の格差条件について

平成27年度3月予算議会 議案審議と質問に一意専心

議会のこと、市政のこと、生活のことなど、地域にかかわらず何でもご質問・ご相談下さい

<編集後記>

最近の議会の主な動向をまとめてみました。議会には、「公開」を謳っていても、知られていないことが沢山あります。知ること、知らせることによって知恵が集まる——議員としての、私の原点の一つです。

3月議会は予算案審議。任期最後の議会の仕事に渾身の力を込めました。



<横山秀男 自己紹介>

昭和21(1946)年生まれ。埼玉県立川越高校卒業。青山学院大学経済学部経済学科卒業。同大学大学院経済学研究科中退。日本自然農業協会、日本有機農業研究会会員、日本葡萄愛好会理事。NPO法人荒川流域ネットワーク理事。社会福祉法人日和田会理事。自分の住むまちを良くしたい一念で、ますます複雑になる地方自治と市政に取り組み中です。「若い」とは言えませんが、気力・胆力、知力・体力十分と自負しています。